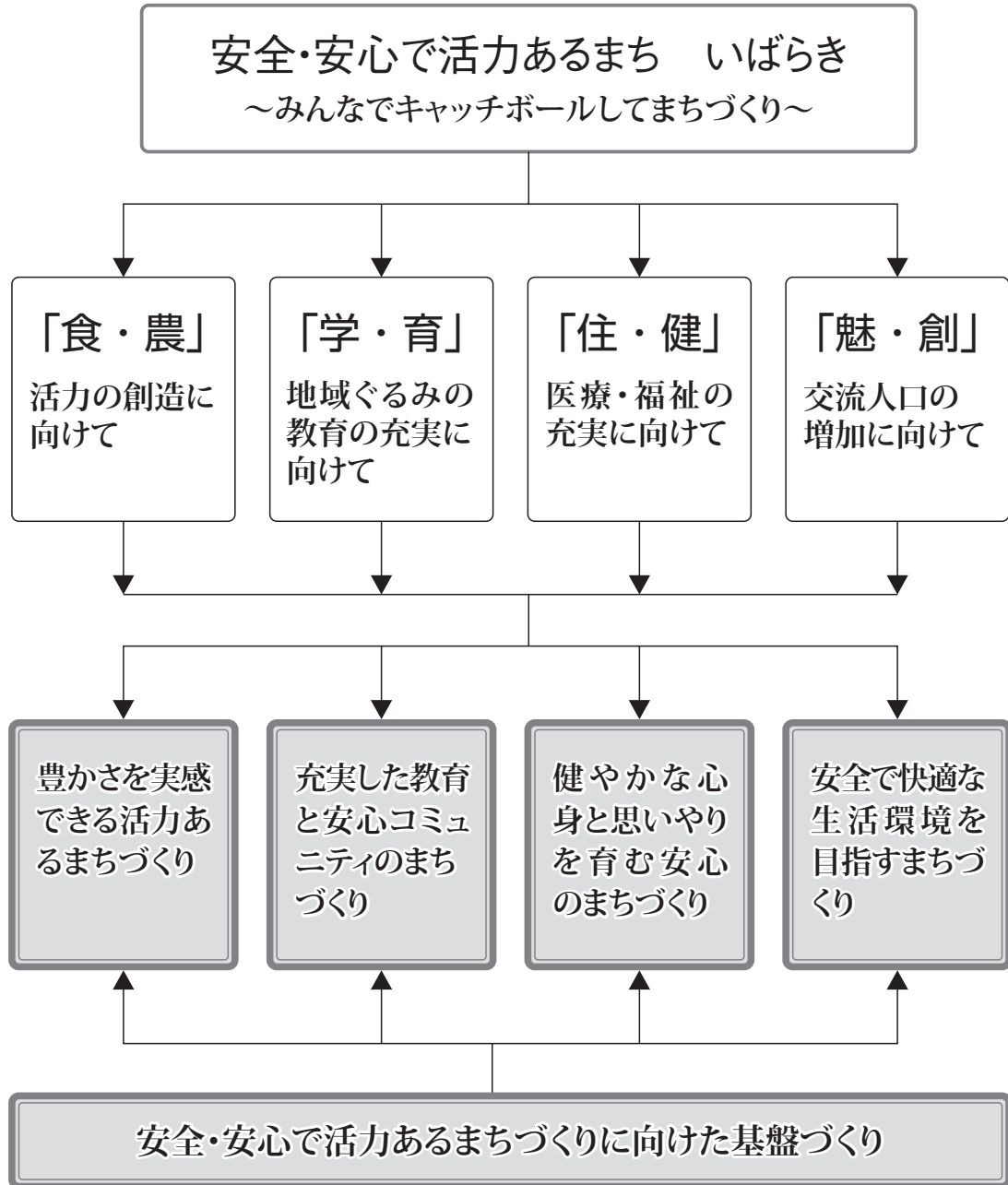


第2章 施策の大綱

第1節 施策の体系



第2節 施策の大綱

1. 安全・安心で活力あるまちづくり

(1) 豊かさを実感できる活力あるまちづくり ～産業分野～

① 優良な企業の誘致活動の推進

平成23年全線開通予定の北関東自動車道と東関東自動車道水戸線(平成21年度町内区間の供用開始)が結節され、町内のインターチェンジは3箇所となります。また、平成21年度の茨城空港の開港により常陸那珂港とあわせ「陸」「海」「空」の交通ネットワークが完成します。こうした交通体系の利便性を強調しながら広くPRし、製造、研究、物流など複合産業の拠点を形成すべく、茨城中央工業団地や茨城工業団地に優良企業の誘致を推進します。

また、(仮称)茨城町南インターチェンジ周辺には、農産物の流通・加工などを業務とする企業や臨空地域として物流企業の立地を目指します。

② 食糧供給・地産地消の農業基盤づくりと高付加価値農業の推進

基幹産業である農業の活性化を目指し、認定農業者や集団営農組織づくりなどによる農業の担い手の育成に努めます。また、貴重な財産である6,000ヘクタールの農地を活用しながら、「食の安全・安心」を基本コンセプトとして位置づけ、有機栽培などの農業への転換を視野に入れ、環境保全型農業の展開やトレーサビリティ^{*1}制度などの普及に努めます。更に、流通体系の増加と拡充を図るとともに地産地消を推進します。

③ 地域資源を活かした観光産業の振興

涸沼周辺には、公園やキャンプ場、釣り、ウォーキング、水遊びができる場所が多くあることから、涸沼や涸沼自然公園を拠点として小幡北山埴輪製作遺跡公園などを巡る観光ルートの形成や体験観光・グリーンツーリズム^{*2}のプログラムづくりを目指します。

また、特産品のしじみや銘柄産地指定のメロン、推進産地指定のイチゴなどの直売をはじめ観光農園や体験農業の場の育成などにより、食の安全をアピールし、交流人口の増加に努めます。

★のある語句については、資料編に用語の解説があります。

④基礎的商業力の向上・生活支援サービスの振興

大規模商業施設が町内に立地したことで、町内店舗の販売額は大幅な増加をみせています。旧商店街を活性化していくための要因とし、関係機関と連携し身近な消費者にあった商品構成等による販売を図り、消費者を引き寄せる商店街づくりを目指します。

(2)充実した教育と安心コミュニティのまちづくり ～教育・文化・コミュニティ分野～

①充実した教育と教育施設の整備

教育基本法の施行や地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する能力の向上が求められています。

そのため、国の教育振興基本計画を参考にし、町の教育はいかにあるべきかを考え、教育振興の施策に関する基本的な計画を定めるよう努めます。また、質的充実を図るため、複数の指導主事を配置した指導室の設置を目指します。

校舎をはじめ教育施設の老朽化に対応し、計画的な補修・改築に努めるとともに、学校の適正な規模について検討します。また、少子化の進行や私立施設の整備状況を見据え、保育所・幼稚園の統廃合について検討します。

②青少年の健全育成と家庭教育の充実

子どもは町の将来を担う「財産(たから)」です。豊かな人間形成を図るために、子ども会活動を活発にし、様々な生活体験・活動体験の機会を充実することにより、青少年育成事業を推進します。

また、ブックスタート事業により、乳幼児期から読み聞かせに取り組み、家庭教育の充実を図ります。更に、家庭・地域・学校の連携を強化し、地域社会全体で穏やかな成長を手助けできるよう、「夢を描け、明るく楽しく学べる」環境づくりに努めます。

③コミュニティ活動と社会参加の推進（防犯対策の推進）

個々の地域においては、三世代の交流やボランティアによる児童の登下校時等のパトロールなど地域のコミュニティ活動が実施されています。今後も引き続き、地域のコミュニティが主体的に活動できる環境づくりに努めます。

また、地域住民が参加する地域や公共用地の美化活動、自然環境の保全活動をはじめとするボランティア活動を推進します。更に、各種団体や防犯連絡員と協力し、犯罪の予防に努めます。

④生きがいつくり・生涯学習の推進

町内における高齢化率は、平成17年が23.37%、27年には31.34%となり、県平均を大きく上回ることが予想されます。

高齢社会では、生涯を通して自らが生きがいをもって学習できる環境が必要になってきており、生涯学習活動として長生大学をはじめ、余暇を有意義に過ごすための機会の提供などを図り、高齢者等が安全で安心して日常生活や社会参加ができる体制づくりを進めます。

⑤文化活動の振興と文化遺産の保護

町民が郷土愛を持ち、伝統文化の継承などの文化活動を活性化させるための組織育成などを通して、芸術・文化活動の振興を図ります。

また、国指定の小幡北山埴輪製作遺跡など、歴史遺産の記録・保存に努めるとともに、観光ルートなどの資源として活用します。

（3）健やかな心身と思いやりを育む安心のまちづくり ～健康・福祉分野～

①「老・壮・青・小」にわたる健康づくりの推進

生活習慣によっては、様々な疾病を引き起こすことがわかってきました。そこで、健全な生活習慣の形成に向け、町民の「予防」の重要性に対する理解を深めるとともに、子どもから高齢者まで、それぞれにあった食生活や運動をPRし、家庭から健康づくりができる体制を推進します。

②子どもを安心して産み育てる環境づくり

近年の社会情勢を十分に鑑み、地域に密着した子育て支援拠点の整備を目指した就学前児童施設の適正配置をはじめとし、既存の社会資源を最大限に活用して、広く子育てに関する情報の提供に努めるとともに、多様化する子育てニーズに柔軟に対応できる子育て環境の整備を推進します。

③みんなで支えあう福祉のまちづくりの推進

高齢化の進展に伴い高齢者は年々増加していくことが予想され、各種福祉サービスを利用する人も急増する傾向にあります。状況に応じたサービス提供が必要であるため、福祉サービス事業所や地域住民と連携を図り、地域で安心して生活ができるよう支援に努めます。

また、障害を持つ方々に対して支援費制度から自立支援給付への法律が施行されたことから、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付などの支援を行うとともに、安心して暮らせるよう自立支援制度の啓発に努めます。

(4) 安全で快適な生活環境整備を目指すまちづくり ～生活・インフラ分野～

①環境保全活動の推進（自然に恵まれた潤沼の保全、地下水・緑地の保全と活用）

一度失われた自然を再生することは、大変な資本と時間がかかります。町民だけでなく広域的に自然環境の大切さを啓発するとともに、地球温暖化対策への関心を高めながら自然に恵まれた環境を保全していくことを目指します。

また、環境保護や食の安全性確保のため、農薬など農作物等への使用軽減の啓発に努めます。

②ごみ処理と環境対策の推進

ごみの排出量はここ数年横ばいにあります。今後は、啓発活動により分別や資源ごみのリサイクル意識を高めるとともに、ごみの排出量軽減対策に努めます。

町民、事業所及び教育現場において、不法投棄やごみの散乱を防ぐための啓発を図るとともに、地域住民や警察などと連携をとり町外などからの不法投棄に対し、監視体制の強化を図ります。

③安全に配慮した幹線・生活道路の整備と交通手段の確保

自動車の保有台数が年々増加している一方で、町内の道路は狭隘なところが多く、交通安全の観点から幹線・生活道路の整備を計画的に進めます。また、身近な通学路の整備や補修に努めます。

当町においても、路線バスの便数の減少や路線の廃止が進んでいることから、児童・生徒や高齢者等の交通弱者の利便性を確保するための新たな移動手段の検討や公共交通事業者との協議を行います。

④誰もが住みよい市街地整備の推進

市街地整備にあたっては、自然環境と都市環境との調和を基本とし、地域住民等の合意のもと、地区の特性に応じた整備を図ります。

⑤上下水道の整備推進

水道事業においては、安全で安定的な水の供給に努めるとともに、工業用水道の供給確保を図ります。

下水道事業においては、茨城県生活排水ベストプランに基づき、計画的、効率的に整備を進め、公共下水道事業は、更に事業認可区域を拡大し、その整備を推進します。また、農業集落排水事業は、計画的に事業認可を受け早期の供用開始に向けて事業を進めます。

⑥交通安全対策の充実

自動車保有台数の増加に伴い、交通事故件数も高水準で推移していることから、警察・交通安全指導員や交通安全協会などの協力を得ながら、車両広報や交通安全教室などを開催し、町民一人ひとりが交通安全の大切さを認識するよう啓発活動に努めます。

また、カーブミラーやガードレールの設置など、安全で安心できる道路環境の整備を目指します。

⑦防災と消防・救急体制の充実

町民が安全で安心して暮らせるように、水害や土砂崩れなどの災害が生じる恐れのある危険箇所の解消、原子力事故や有事への備えなどの予防措置を講じ、また災害時等における迅速な情報伝達体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを目指します。

また、常備消防体制の充実強化のため、消防広域化に適切に対応します。救急業務は、年々出場回数が増加していることから、速やかに対応するための体制を強化するとともに、緊急時には住民が適切な応急処置ができるように普及啓発を図ります。更に、消防団は、火災などの災害時の活動において重要な存在であり、地域防災の要であることから、積極的な団員の確保と施設の整備に努めます。

2. 安全・安心で活力あるまちづくりに向けた基盤づくり

①行財政改革の推進

組織機構や全事務事業を根底から再検証し、行財政の効率化を図ります。
事業評価制度の導入を図り、町民が評価しやすい政策を進め、その公開に努めます。

②地方分権の確立・推進

自治体は、自己決定・自己責任に基づく行財政運営が求められています。創意工夫により、地域にあった自治の仕組みを構築することとともに、自治能力を高めることを目指します。

③共生・創造によるまちづくりの推進

団塊の世代の経験や地域ボランティアを活かした地域コミュニティの体制を構築しながら、住民参加による安全・安心で活力あるまちづくりを進めていきます。

④広域行政の推進

近隣の自治体との公共施設の相互利用を拡大し、住民の利便性の向上を目指します。
また、広域的に行政情報を発信することにより、地域間の積極的な連携を図り行政サービスの向上に努めます。

⑤情報化と国際化の推進

行政情報の配信手段となる広報紙やホームページのリニューアルにより、情報提供の更なる充実を図ります。また、電子データの情報漏洩等の脅威に対して、適切にセキュリティ対策を実施します。

町内に在住する外国人が増加傾向にあることから、円滑な国際交流の定着を図るためにも、地域とのふれあいや情報交換の場の創出に取り組みます。